

市町村への指導事項（案）

大腸がん検診における現状と課題

1 検診受診率(平成 28 年度検診実施分)

- ・検診受診率は 18.57% であり、全国平均(平成 27 年度)15.53%と比較すると 3.04 ポイント高い。

2 精密検査受診状況(平成 27 年度検診実施分)

- ・精密検査受診率は 84.00% であり、全国平均(平成 26 年度)の 66.74% より 17.26 ポイント高いものの、全国平均よりも低い市町村がある。
- ・精密検査受診率を性別・年齢階級別にみると高齢者が高いものの、男性は 65 歳未満の年代全てが 80% を下回っている。
- ・要精密検査者の受診の有無について「未把握」の者は 1,737 人であるが、全国平均(平成 26 年度)における要精検査者数のうち未把握数が占める割合よりも低い。
- ・40 歳から 74 歳までの事業評価指標において、精検未把握率が許容値(10 以下)よりも高い市町村がある。

3 がん発見率等(平成 27 年度検診実施分)

- ・精密検査該当率は 6.10% であり、全国平均(平成 26 年度)の 8.03% より 1.93 ポイント低い。
- ・がん発見率は 0.18% であり、全国平均(平成 26 年度)0.25% を若干下回ったが、40 歳から 74 歳までの事業評価指標においては 0.15% と許容値(0.13 以上)よりも高い。
- ・陽性反応適中度は 2.95% であり、全国平均(平成 26 年度)3.13% を 0.18 ポイント下回った。

4 精度管理(平成 29 年度検診実施分)

- ・市町村については、集団検診において A 評価が 1, B 評価が 3 2, 個別検診において A 評価が 1, B 評価が 4 となった。
- ・検診機関については、集団検診実施機関においては A 評価が 8, B 評価が 2 であり、個別検診実施機関においては、A 評価が 4, B 評価が 1 であった。

(主な未充足項目)

【市町村用】

検診対象者の情報管理, 受診者の情報管理, 受診者への説明及び要精検者への説明, 精密検査結果の把握及び精密検査未受診者の特定と受診勧奨, 検診機関の質の担保に関する項目について未充足が目立った。

【検診実施機関用】

システムとしての精度管理に関する項目について未充足が目立った。

※がん検診事業評価のためのチェックリストについて

平成 28 年 3 月に国立がん研究センターにより「がん検診事業評価のためのチェックリスト」の大幅な改定がなされた。これにより、市町村用及び検診実施機関用のいずれについても、項目数が増え、個別検診についても対応可能な項目となった。

また、平成29年度から、国立がん研究センター実施の「市区町村におけるがん検診チェックリストの使用に関する実態調査」結果を本調査に活用することとしたことから、市町村用に2項目の追加になった。

【追加項目】

- ・ 検診対象者の情報管理（個別の再勧奨の実施）
- ・ 受診者への説明及び要精検者への説明（精密検査結果の報告依頼）

市町村への指導事項について

がん検診事業

(1) がん検診の受診率向上等

- 宮城県がん対策推進計画の目標である「がん検診受診率70%（職域検診及び人間ドック等を含む）」の達成に向けて、広報誌、ホームページ等あらゆる機会を利用して、引き続き啓発に努めること。
- がん検診の周知において、日程、場所等のみではなく、検診の意義やがんについての情報（がん罹患率等）もあわせて提供する等、対象者全員に個別にがん検診受診の必要性を伝えつつ受診票を送付するなど、受診率の向上に関する具体的な対策を講ずること。
- 検診受診率のさらなる向上をはかるため、未受診者への受診再勧奨の実施、過去数年間に受診歴のない者への個別勧奨の重点的な実施、勧奨はがきをそのまま受診票として使えるようにすることなど受診勧奨の強化に努めること。

(2) がん検診事業評価のためのチェックリスト項目の遵守等

- がん検診精度管理調査におけるチェックリストの改定（平成28年3月）に沿って、個々の検診機関と協力して現状を把握の上、遵守に努めること。

(3) 各がん検診事業における留意事項

- ① 胃がん検診事業 (胃がん部会で検討)
- ② 子宮頸がん検診事業 (子宮がん部会で検討)
- ③ 肺がん検診事業 (肺がん部会で検討)
- ④ 乳がん検診事業 (乳がん部会で検討)

⑤ 大腸がん検診事業

- 精密検査受診率は全国値より上回っているが、さらに、精密検査未受診者の受診再勧奨に努め、精密検査受診率の向上を図ること。
- 働く世代である64歳代までの男性の精検受診率が他の年代に比べて低いが、受診再勧奨等に努め、精検受診率の向上を図ること。
- 精検未把握率について、許容値(10以下)よりも高い市町村が13市町村あるため、未把握の解消に努めること。